



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 星 光 P M C 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 乗 越 厚 生
(コード番号 4963 東証二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 伊 佐 木 融
(TEL. 03-6202-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 39 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)ならびに法務省令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、次のとおり当社定款を一部変更するものであります。

また、本年 10 月 1 日付で 100%出資連結子会社である星光ポリマー株式会社を合併するにあたり、併せて定款を一部変更いたします。

- (1) 当社定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 4 条(機関)、第 7 条(株券の発行)及び第 12 条(株主名簿管理人)第 1 項として明記するものであります。
- (2) 単元未満株式についての権利の制限、株主総会参考書類等のインターネット開示、書面または電磁的方法による機動的な取締役会の決議等が認められましたので、変更案第 11 条(単元未満株式の権利)、第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)及び第 27 条(取締役会の決議の省略)第 2 項を新設するものであります。
- (3) 有用な人材の確保とその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する、変更案第 30 条(社外取締役の責任免除)及び第 39 条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第 30 条の新設につきましては、監査役の全員の同意を得ております。
- (4) 剰余金の配当等を取締役会の決議により実施できるよう変更案第 41 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (5) 以上ほか、会社法及び関係法令に合わせて用語、表現及び引用条文の変更を行うとともに、条文構成の整理、条数の変更、一部語句の修正その他所要の変更を行うものであります。

(6) 本年10月1日付で100%出資連結子会社である星光ポリマー株式会社を合併することをふまえ、定款第2条(目的)に当該会社が行なっている業務を明記するのもであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月27日(火曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	新 定 款 (案)
<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 当社は、星光PMC株式会社と称する。 当社の英文社名は SEIKO PMC CORPORATION と称する。</p>	<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)工業薬品の製造、加工および販売 (2)天然樹脂製品の製造、加工および販売 (新 設) (3)石油製品の加工および販売 (4)有用微生物製剤および酵素製剤の製造 および販売 (5)前各号に関連する機器および機械装置 の製造および販売 (6)前各号およびこれらに関連する製品商 品の購入販売および輸出入 (7)前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>合成樹脂製品の製造、加工および販売</u> (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、 次の 機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、6,000万株 とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これ に相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株と する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の 規定により、取締役会の決議をもって自己株 式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定によ り、取締役会の決議によって自己の株式を 取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株と する。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>

現 行 定 款	新 定 款 (案)
<p>(1単元の株式の数に満たない株式に係わる株券)</p> <p>第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元未満株式に係わる株券)</p> <p>第10条 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類および株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	新 定 款 (案)
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(総会招集の場所)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>本店所在地または隣接地にこれを招集する。</u></p>	<p>(総会招集の場所)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>東京都区内にこれを招集する。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 当社の株主または法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、18名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	新 定 款 (案)
<p>(選任)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 22 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 19 条 当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 当社は取締役会の決議により、取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを召集し、議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会は、会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 当社の取締役会の運営については、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	新 定 款 (案)
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 25 条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>(任期)</p> <p>第 28 条 当社の監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 当社は監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 当社の監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>2 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 31 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 32 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほかに定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	新 定 款 (案)
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 33 条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によってより定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第 6 章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 34 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 35 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金として金銭の分配を行うことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 当社の利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 当社の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 配当財産には、利息をつけない。</p>